

JEPA ニュース

特定非営利活動（NPO）法人

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

Japan Endocrine-disruptor Preventive Action

Vol. 130

Aug. 2021



真夏の陽光ふりそそぐ ——— 写真・佐和洋亮

JEPAは設立23年目を迎えました。

私たち、そして未来世代の子どもたちの健康を守るため、
「環境安全基本法」の制定をめざしています。

署名活動へのご支援とご協力をお願い申し上げます。

CONTENTS

2 NPO法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 年次総会2021

2020年度事業報告／2021年度事業計画…… 中下裕子

2020年度会計報告—— お礼とお願い…… 菊地美穂

【特集】「環境安全基本法」の制定を！—— 署名活動のお願い

6 今、なぜ「環境安全基本法」なのか—— 有害化学物質による悪影響を最小化するために…… 中下裕子

8 署名活動への賛同の声—— 3万筆をめざして

9 無添加リサイクル手洗いせっけんの設置—— 滋賀県の小学校の取り組みについて…… 川瀬佳奈

10 地方自治体で進む「香害」の周知—— 香りつき製品使用自粛の呼びかけ広まる…… 水野玲子

2020年度事業報告／2021年度事業計画

代表理事 中下裕子

2020年度事業報告 (2020年6月1日～2021年5月31日)

2020年度は、「有害物質による胎児・子どもへの悪影響を最小化するための政策提言・世論喚起活動」(地球環境基金助成)の3ヶ年計画の2年目でした。コロナ禍により対面活動には制約を受けましたが、オンラインを積極的に活用することによって、以下のとおり、多方面にわたって精力的活動を行うことができました。

政策提言及びその実現のための活動

1. 有機フッ素化合物汚染についての提言

2020年10月に、「多摩地域におけるPFOS・PFOA等の有機フッ素化合物についての住民に対する大規模な血液検査と健康調査の実施等を求める提言」を環境省及び東京都に提出しました。東京新聞、毎日新聞、朝日新聞等で複数回報道されました。

その実現を求める活動として、学習会、院内集会、国際市民セミナーでの講演会を実施するとともに、多摩地域の市民団体や沖縄の市民団体との連携強化に努めました。院内集会には、オンラインも含めて合計152名の参加があり、国会議員も秘書を含め21名の参加がありました。

2. 「環境安全基本法」(案)の政策提言の作成及びその署名活動

これまでの活動から、有害物質による胎児・子どもへの悪影響を最小化するためには、胎児・子どもなど化学物質に脆弱な人々を保護するための法的措置を整備するとともに、国・自治体が行う汚染地域での対策やバイオモニタリング等の調査の法的根拠を明記する立法が重要と考えました。本年4月、後述の国際市民セミナーで得られたバイオモニタリングに関する情報や、各国の法制度に関する情報(英文)を参考に、上記の内容を含む「環境安全基本法」

(仮称)の立法提言をまとめ、署名活動に着手しました。

3. プラスチック資源循環のあり方についての提言及びロビー活動

JEPAも加盟する「減プラスチック社会を実現するNGOネットワーク」(減プラネット)では、プラスチックの資源循環のあり方を示す「脱プラスチック戦略推進基本法(案)」を作成して公表するとともに、その実現のためのロビー活動を行い、政府案の問題点を浮き彫りにしました。その結果、法案の修正には至りませんでしたが、有害物質対策を含む政府案の課題を衆・参両院の附帯決議として盛り込むことができました。

4. 香害問題についての政策提言活動

JEPAも加盟する「香害をなくす連絡会」では、アンケート結果を踏まえ、柔軟剤や香料成分の全面的開示、表示の義務化、マイクロカプセルの使用中止、学校等での香料の使用自粛等を各関係機関に申し入れました(担当:水野玲子理事)。

調査研究活動

1. 中地重晴氏(熊本学園大学・JEPA理事)のご協力の下、多摩地域住民22名に対し、有機フッ素化合物汚染についての血液検査及びその報告会を開催しました。
2. 諸外国のバイオモニタリング制度についての調査研究。

普及・啓発活動

1. 国際市民セミナーの開催(2回)

- (1)「アジアにおける子どもの有害物質汚染～韓国の取り

組みに学ぶ〜」(オンライン)

講師：李仁愛(イ・イネ)氏

日時：2020年11月14日

参加者数：102名

(2)「EUの環境ホルモン規制と有機フッ素化合物対策の最新動向」(オンライン)

講師：ピア・ジュール・ニールセン氏

ジュリー・シュナイダー氏

(両氏ともケムトラスト)

日時：2020年12月9日

参加者数：192名

2. 新型コロナウイルス感染症問題

黒田純子理事が中心となって、新型コロナウイルス感染症問題に関する基礎知識と巷間に溢れる情報の整理・分析を行い、ニュースレター、ホームページで発信しました。

また、2021年3月17日には、ワクチン、消毒剤の問題点についての学習会(講師：黒田純子理事)をオンラインで開催しました(109名参加)。

3. 有害物質から子どもを守るためのデータシートの作成

胎児・子どもへの発達への悪影響が懸念されている8物質について、基本的情報を簡潔にまとめたデータシートを作成し、ホームページに掲載しました。

4. 有害物質から子どもを守るための出前講座の開催(3回)

上記のデータシート等を活用した出前講座を3回開催しました。

5. JEPAパンフレットの発行

「STOP! 香害——香りに苦しんでいる人がいます」(2021年2月発行)、「バイオモニタリング制度を作ろう!」(2020年10月発行)の2つのパンフレットを発行しました。

6. JEPA ニュースの年6回発行

2020年度は、年6回のニュースの発行と、新型コロナウイルス感染症問題のような時事問題を含め、内外の最新情報をわかりやすくお知らせすることを心がけました。

2021年度事業計画(2021年6月1日~2022年5月31日)

2021年度は、「有害化学物質による胎児・子どもへの悪影響を最小化するための政策提言活動・世論喚起活動・3ヶ年計画」(助成事業)の3年目となります。この3年間の活動のまとめとして、以下の活動を行います。

1. 「環境安全基本法(案)」の立法提言を支持する 請願署名活動とその提出・ロビー活動

署名目標数：3万筆 メ切：2021年12月末

提出先：衆参両院議長

今年中に3万筆以上を集め、来年の通常国会において提出し、院内集会の開催、政党・議員への要請活動、環境省への働きかけ等を行う予定です。

2. PFAS 廃絶に向けた活動

EUと同じくPFAS全体の廃絶に向けて、各市民団体や

研究者とも連携し、政策提言と世論喚起を行う予定です。また、この問題についてのパンフレット作りにも取り組む予定です。

3. 出前講座の開催

署名活動の成功に向けて、出前講座(オンライン)を多数回開催したいと考えております。

4. 農業再評価問題、有機農業推進の取組み

他団体との連携を深めつつ、政策提言・世論喚起に取組みます。

5. 情報発信

ホームページのリニューアルを行うなど、よりよい情報発信に努めます。

2020年度の主な活動

●2020年

- 6月 5日 グリーン連合総会(オンライン)
- 6月24日 『市民版環境白書 グリーン・ウォッチ2020年版』
報告会(オンライン)
- 7月30日 JEPA総会(NPO法人向け、オンライン)
- 8月30日 多摩地域住民の血液中有機フッ素化合物検査実施
(調査対象:府中市・国分寺市各11名、合計22名)
- 9月 9日 JEPA一般会員向け総会(オンライン)
- 9月27日 同検査結果報告会開催(於:国分寺市、リアルとオ
ンラインの同時開催)
報告者:中地重晴氏(熊本学園大学)
河村雅美氏(沖縄)
- 10月29日 「多摩地域におけるPFOS・PFOA等の有機フッ素
化合物についての住民に対する大規模な血液検査
(バイオモニタリング)と健康調査の実施等を求め
る提言」(以下、「本件提言」)を環境省に提出、環
境保健部長・担当課長と意見交換
- 10月 JEPAパンフレット「バイオモニタリング制度を作
ろう!」刊行
- 11月 7日 PFAS汚染問題学習会開催
講師:中地重晴氏/河村雅美氏(沖縄)
- 11月11日 本件提言を東京都に提出、担当課長・岡本光樹都
議(都民ファースト)と意見交換
- 11月14日 国際市民セミナー①「アジアにおける子どもの有
害物質汚染〜韓国の取り組みから学ぶ〜」開催
(YouTubeからのライブ配信、102名参加)
講師:李仁愛氏(ソウル大学)
- 12月 1日 PFAS汚染問題についての院内集会開催
(152名参加)
講師:ジョン・ミッチェル氏(ジャーナリスト)
国会議員・秘書合計21名参加
- 12月 9日 国際市民セミナー②「EUの環境ホルモン規制と有
機フッ素化合物対策の最新動向」(YouTubeから
のライブ配信、192名参加)
講師:ピア・ジュール・ニールセン氏
ジュリー・シュナイダー氏
(両氏ともケムトラスト)

●2021年

- 1月13日 グリーン連合と環境省との意見交換会
(オンライン)
- 1月14日 中下代表講演(出前講座)「有害物質から子どもを守
るために:私たちにできること、やるべきこと」開催
(オンライン、グリーンコープ宮崎主催)
- 1月14日 ストップフロン連絡会において有機フッ素化合物
について中下代表講演
- 1月18日 海外環境協力センター(環境省より受託)によるヒ
アリング
中下代表、黒田理事、橋高理事が参加
- 2月12日 減プラネット、「脱プラスチック戦略推進基本法
(案)」公表(以下、「脱プラ法案」)
- 2月22日 同法案を笹川環境副大臣経由で環境省に提出、笹
川副大臣と意見交換
- 2月 JEPAパンフレット「STOP! 香害——香りで苦し
んでいる人がいます」刊行
- 3月 1日 減プラネット、脱プラ法案について立憲民主党と意
見交換
- 3月 3日 環境省エコチル調査企画評価委員会に中下代表参
加(オンライン)
- 3月 8日 減プラネット、脱プラ法案について勝俣孝明衆院議
員(自民党)と意見交換
- 3月17日 学習会「新型コロナウイルスワクチン、PCR検査、
消毒剤の問題点—基礎研究者の視点から」開催(講
師:黒田純子理事、109名参加)
- 3月29日 減プラネット、脱プラ法案について日本共産党と意
見交換
- 4月26日 中下代表、中国中央テレビからの取材を受ける
- 4月 「環境安全基本法(案)」を公表、署名活動開始
- 5月13日 中下代表が環境ホルモン汚染問題について講演(出
前講座、ODH草の根歯科研究会主催)
- 5月14日 グリーン連合、プラスチック新法に対する意見書提
出
- 5月20日 子どもの発達への悪影響が懸念されているネオニ
コチノイド系農薬問題の学習会で中下代表が講演
(出前講座、オンライン、「コープ自然派」主催)

2020年度会計報告——お礼とお願い

理事(会計担当) 菊地美穂

法人化12期目(2020年度)も、皆さまのご支援ご協力に支えられて活動することができ、予算を上回る寄附をいただいたこともあって、黒字となりました。ありがとうございます。会場で対面でのセミナー開催ができずリモート形式であったため削減できた経費もありますが、その分、助

成金も減額になっており、リモート会議用のPCは自費購入しています。

今年度も前期並みの予算を組んでおりますので、充実した活動ができますよう、今後ともご支援よろしくお願いたします。

2020年度 特定非営利活動に係る事業 活動計算書 2020年6月1日から2021年5月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
受取会費	2,165,000		
入会金	8,000	2,173,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	503,166	503,166	
3 受取助成金等			
受取補助金(民間)	2,923,000	2,923,000	
4 事業収益			
(1) 化学物質問題に関する政策 および立法提言事業収益	0		
(2) 化学物質問題に関する情報収集 および情報提供事業収益	0		
(3) 化学物質問題に関する 普及啓発活動事業収益	377,294	377,294	
5 その他収益			
受取利息	16	16	
経常収益計			5,976,476
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	842,000		
人件費計	842,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	110,500		
通信運搬費	88,752		
消耗品費	96,783		
会場費	14,900		
講師料・通訳料	521,327		
印刷製本費	2,015,219		
支払手数料	275		
雑費	4,890		
その他経費計	2,852,646		
事業費計		3,694,646	

科 目	金 額		
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	358,000		
人件費計	358,000		
(2) その他経費			
消耗品費	166,428		
通信運搬費	130,079		
地代家賃	600,000		
旅費交通費	229,300		
減価償却費	48,266		
支払手数料	148,951		
ホームページ関連費用	120,000		
雑費	26,282		
その他経費計	1,469,306		
管理費計		1,827,306	
経常費用計			5,521,952
当期経常増減額			454,524
III 経常外収益		0	
IV 経常外費用		0	
税引前当期正味財産増減額			454,524
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			454,524
前期繰越正味財産額			3,123,525
次期繰越正味財産額			3,578,049

「環境安全基本法」の制定を！

——署名活動のお願い

JEPAでは「環境安全基本法」制定を求め署名活動を実施中です。本号では、今、なぜ「環境安全基本法」なのか、その必要性とともに本法の概要をお伝えします。また、署名活動の開始にあたり開催した6月17日のキックオフ集会（オンライン）に各地の生協・市民団体からお寄せいただいた賛同の声もお届けします。

今、なぜ「環境安全基本法」なのか

——有害化学物質による悪影響を最小化するために

代表理事 中下裕子

現行法制度の 3つの重要課題

水俣病などの公害事件の発生を受けて、環境リスクを低減し、人の健康・生態系を保全するために、水・大気・土壌についての環境基準が設定され、これに基づく排出基準による規制が行われるようになりました。これらの基準値は、水・大気などの媒体別に、個別物質ごとに、あくまでも平均値で定められています。しかし、実際には、汚染は環境全体に広がっており、私たちは複合ばく露・複合影響を受けています。また、子ども・胎児、化学物質に脆弱な人々や、汚染地域に住む人々は、平均値以下のレベルであっても健康影響が出現してしまう場合もあります。

このように、現行の化学物質法制度には、以下の3つの重要課題があります。

- ① 胎児・子ども、化学物質に脆弱な人々に対する配慮が欠如していること
- ② 汚染地域における有害化学物質対策が不十分であること
- ③ 人の体内汚染度の監視制度（ヒト・バイオモニタリング）が導入されていないこと

胎児・子ども、 化学物質に脆弱な人々に対する保護の欠如

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）汚染は、大人には恒常性の一時的かく乱ですが、発達期の胎児・子どもにとっては、体の各組織の形成や細胞のプログラミングに異常を引き起こし、その影響は一生継続することもあります。子どもは「小さな大人」ではないのです。

また、化学物質に対する感受性が高い人々にとっては、現行の基準値以下のレベルでも健康影響が発生することが

あります。近年の「香害」の発生もその例ですが、これらの人々への保護措置は講じられていません。

こうした胎児・子どもや化学物質に脆弱な人々には、一般人とは異なる特別の保護が必要であることは明らかです。このことは、国際社会では化学物質管理における基本理念のひとつとなっています。国連の「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM）の「ドバイ宣言」でも、「子ども、胎児、脆弱な集団を保護すること」が明記されています。ところが、日本には、このことを明記した法律がありません。

さらに、日本には、環境中の有害化学物質による胎児・子どもの発達への悪影響を未然に防止する法律もありません。「母子保健法」の対象には環境中の汚染化学物質は含まれておらず、厚労省にはこうした観点からの胎児・子どもの保護を所管する部局さえ存在しないのが実情です。

環境省では、環境中の有害化学物質が子どもの健康・発達に及ぼす悪影響を調査するために、「子どもの健康と環境に関する全国調査」（エコチル調査）が2011年1月から実施されています。2027年まで継続される予定ですが、今のところ予算措置が講じられているだけで法律上の根拠が定められた調査として位置付けがなされている訳ではありません。

汚染地域における 対策の不十分性

JEPAでは、多摩地域における有機フッ素化合物による地下水汚染問題に取り組み、住民の血液検査・健康調査の実施を国（環境省）と東京都に提言したことは既にお知らせしたとおりです。しかし、こうした汚染地域における血

液検査・健康調査の実施を定めた法律はなく、東京都ではそれを理由に住民の血液検査等の実施を拒んでいます。ダイオキシン汚染が社会問題化した時は、汚染のひどい地域では住民の血液検査や健康調査が実施されていましたが、法律に基づくものではなく、住民の要請が強かったため、自治体が任意

に実施したものにすぎません。近年、地震・大雨・台風など災害が多発しており、その際にも有害化学物質汚染が広域に及ぶ事態も想定されますので、汚染地域における対策のあり方を法律で定めておく必要があります。

人の体内汚染調査（ヒト・バイオモニタリング）の法制化を！

水や大気については、環境基本法で環境基準が設定され、毎年環境モニタリング調査が実施されていますが、人体の汚染度について日本国民を代表するようなヒト・バイオモニタリング調査（HBM）は実施されていません。HBMは、血液、尿など生体試料中の化学物質の量を計測し、環境中の化学物質がどのくらい人の体内に取り込まれているかを把握するものです。安全目標値（環境安全基準）や世界の国々の調査値と比較することによって、数値が高い場合には、自分で取り込み量を減らす工夫をしたり、国・自治体が低減化のための対策を講じたりすることができます。

世界では、アメリカ、ドイツ、韓国で既に実施されています（表）。日本でもすみやかに導入が求められています。

3つの課題に対処するために「環境安全基本法」の制定を！

既述の3つの課題を解決するためには新しい法律が必要です。そこで、私たちは、以下のような内容の「環境安全基本法」（仮称）の制定を提案します。

法の基本理念は、未然防止原則、予防原則、参加原則、国際協調に加えて、「胎児・子ども、化学物質に脆弱な人等への配慮」を明記しています。

〈基本理念〉

- ◆ 人及び生態系への被害の未然防止と予防的取組方法
- ◆ 影響を受けやすい人・野生生物への配慮
- ◆ すべての関係者の積極的参加
- ◆ 国際的協調

国が行うべき基本的施策の主なもの、環境安全基準（体内汚染度の基準値）の設定、HBMなどの環境安全に関する調査の実施、環境安全のための規制の実施など下記

表1 | 世界のバイオモニタリング制度

国	調査・制度名	対象人数	対象年齢	対象物質数	周期
アメリカ	国民健康栄養調査	7000人	1歳～	352物質	毎年
カナダ	化学物質管理計画	5000～6000人	1～79歳	250物質以上	2年
ドイツ	ドイツ環境調査	3000人	3～17歳（GerES-V） 18～79歳（GerES-VI）	100物質	4年
韓国	韓国国家環境健康調査	5500～6500人	3歳～	26項目	3年

のとおりです。私たち国民が、国に環境安全に関する調査の実施を申し出る権利があることも明記しています。

〈国の基本的施策—主要なもの〉

- ◆ 環境安全基準の設定・改定
- ◆ 環境安全に関する調査の実施
 - ヒト・バイオモニタリング（HBM）
 - 影響を受けやすい人に対する悪影響把握のための調査
 - 妊婦・子どもに対する疫学調査（エコチル調査）
- ◆ 環境安全に関する調査等の申出権
- ◆ 環境安全のための規制の実施

胎児・子どもや化学物質の影響を受けやすい人等への配慮の例示として次の施策等を掲げています。

〈影響を受けやすい人のための施策〉

- ◆ 公共交通車両、公共住宅、公共用建物、大規模商業用建物等の室内の空気質について、影響を受けやすい人が体調不良を起こさない水準に設定
- ◆ 子どもの活動空間における農薬等の有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置
- ◆ 子ども向け製品に含まれる有害化学物質による悪影響の低減のために必要な措置

この他、環境安全基本計画の策定や各分野の代表で構成される環境安全委員会の設置等の規定も盛り込みました。

JEPAでは、この法律の制定を求める請願署名活動を提案しています。衆参両院議長宛の署名用紙2通がワンセットですので、各人が2通に署名して下さい。目標は3万筆、メ切は本年12月末です。同封の用紙をコピーするか、JEPAのホームページからダウンロードして、6名分×2通（衆参両院議長宛）をワンセットとして、できるだけ多くの署名を集めていただきますようお願い申し上げます。

言うまでもありませんが、私たち人間は、環境—水、大気、土壌（食物）—ぬきに生きられない存在です。その意味で、環境と人間は同一の存在なのです。環境の安全の確保ぬきに、私たちや未来世代の子どもたちの健康は守れません。今こそ、私たちの力で、「環境安全基本法」を制定させましょう！！

署名活動への賛同の声——3万筆をめざして

グリーンコープ生活協同組合



グリーンコープ生活協同組合
ひょうご
理事長
清水園子さん

グリーンコープ生協は1988年に設立した全国42万人の組合員が集う生活協同組合です。1998年に環境ホルモンの存在を知り、取扱商品から環境ホルモンを排除する取り組みを始めました。また、塩ビラップの回収や、松葉のダイオキシン濃度調査に取り組みました。

今回「環境安全基本法」の請願署名について、有害化学物質による環境汚染の状況や人々の健康に及ぼす被害の実態を正確に調査し、それに基づいた対策施策を講じていくことは、家族や未来の子供たちの健康を守っていききたい、緑の地球を緑のまま子供たちに渡したいと願う私たちにとって大切な取り組みだと確認しました。

そこで8月末にオールグリーンコープ42万人の組合員全員に署名用紙を配布し署名活動に取り組むことにしました。一人でも多くの方にこの署名に賛同いただき環境安全基本法の制定を実現させたいと思います。皆さん共に頑張りましょう。

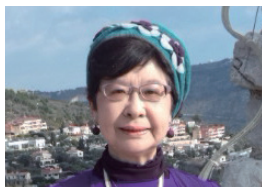
コープ自然派事業連合



コープ自然派事業連合
副理事長
辰巳千嘉子さん

コープ自然派事業連合は、関西・四国の5生協による生活協同組合連合会です。「食と農と環境は一体」であることを基本として国産オーガニックを推進し、取り扱う青果の6割以上が有機・無農薬です。環境ホルモンである農薬のなかでも特に、ネオニコとグリホサートは環境や人体への影響が大きいことから、優先的に排除する農薬としてカタログに独自マークを表示しているので、組合員は「選ぶ」ことで自分や家族は守ることができますが、ほとんど全ての日本人の体内から検出されているのが現状です。農薬規制も進まず、このままでは子どもたちの未来を守ることができません。化学物質過敏症に苦しむ人も増えるなかで、ごく微量でも有害な環境化学物質から子どもたちを守るために、「環境安全基本法」請願署名活動に取り組んでいきます。また、東北、関東、愛知の友好生協が加盟する「生協ネットワーク21」でも連携して取り組みを進めていきたいと思っています。

菜の花プロジェクトネットワーク



菜の花プロジェクトネットワーク
代表
藤井絢子さん

滋賀県の琵琶湖でずっと活動してきております藤井と申します。1970年代から琵琶湖の汚染調査を続けてきました。琵琶湖を守るためにはじめたせっけん運動は、全国のせっけん運動に繋がり、アジアの国々にも広がりました。琵琶湖の問題は滋賀県だけの問題ではなく、全国の問題でもあり、そしてこれは普遍的に国際的な問題でもあることを実感しています。それでも化学物質の汚染から未来の子どもたちを守れていないなあと、今日改めて思っているところです。私自身は「菜の花プロジェクト」という地域全体を持続可能な地域を作る活動に従事しながら、生活クラブ滋賀でも30代40代の若いお母さんたちとの活動もしています。今回の「環境安全基本法」の署名活動を、生活クラブ滋賀の人たちと、またせっけん運動の全国ネットワークとも協力して、進めていきたいと思っています。

「環境安全基本法」制定の請願署名活動にご協力を！

本号とともにお送りした署名用紙（衆参両院議長宛各1枚計2枚）に請願署名を集め、事務局までご郵送ください。署名用紙は当会ホームページからダウンロードできます。目標は3万筆です（第1次集約：9月31日、〆切：12月末）。

無添加リサイクル手洗いせっけんの設置

——滋賀県の小学校の取り組みについて

生活クラブ滋賀組合員 川瀬佳奈

昨年、滋賀県守山市の小学校に、環境と肌に優しい無添加リサイクル石けんを導入することが出来ました。その取り組みについて紹介させていただきます。

手洗いせっけん導入 取り組みのきっかけ

滋賀県下の小学5年生は、学習船「うみのこ」に乗船して「びわ湖フローティングスクール」という宿泊体験型学習をします。我が子もうみのこに乗船し、びわ湖の自然や現状を学びました。参観日にはびわ湖環境についてのグループ発表があり、子ども達の学びの深さに感心させられました。「ここで学びを止めるのは惜しい！ここから始まるのではないかな？何か次へ繋がる機会は作れないか」という強い思いに押し出され、気が付けばPTAの環境整備部長に立候補していました。

環境整備部の活動は、例年になり大まかな年間スケジュールが決まっていました。それを前に、自分が新たな取り組みを追加する事は正解なのか、と漠然とした不安を持って迎えた新年度は、緊急事態宣言による休校でした。先行きが見えない中、「せっけんによる手洗いが新型コロナウイルス対策に有効」というニュースに目が留まり、これだ！と確信しました。新しい事は様々なエネルギーを要しますが、幸い副部長さんから賛同を得、校長先生からも「ぜひやって下さい！」との応援の言葉

が追い風となり、せっけん導入の夢が現実味を帯びてきました。

リサイクル手洗いせっけん 導入決定から設置まで

導入に向け、まず校内で使用中のハンドソープを調べる事から始めました。結果、着色料やエデト酸塩(EDTA)が添加されているものの、殺菌・消毒作用がうたわれ、コストパフォーマンスに優れた無香料薬用せっけんでした。素材がせっけんなら、わざわざ他のせっけんに変える必要はあるのか？と悩み、実際敏感肌の子ども達にとってはどうなのか？が気になりました。そこで周囲のお母さん方に尋ねてみると「学校のハンドソープを使うとピリピリする」「子どもに学校のハンドソープは使わないように言っている」「無添加のものは敏感肌の人にとっては嬉しいと思うよ」との声が届き原点回帰となりました。コロナ禍にあって手洗いする機会が増えた今、どんな人でも安心して手洗いが充分に出来る環境を整えるべき！と再確信しました。

しかし、新たに導入予定のせっけんは希釈タイプの従来品に比べて価格が約6倍と高く、支出面が課題となりました。学校との協議を重ね、校内全て切り替えるのではなく、従来のハンドソープと併用していく方針となり、学校、生活クラブ滋賀、業者の方々のご協力を得て校内各手洗い場に1個ずつ無添加リサイクル手洗いせっけんを設置することに

なりました。その結果、支出面の影響もある程度抑えることが出来、敏感肌に悩む子ども達も安心して手洗いをすることが可能となりました。

また、この取り組みをきっかけに、同校5年生対象とするびわ湖フローティングスクールの事前学習「環境お話会」が出来ました。これは、大きなチャレンジでしたが、せっけんの効果とやさしさを子ども達に伝える良い機会となりました。

やって分かった 子ども達が感じる「香り」

設置後、子ども達から「くさい」「粘土のにおい」という思いもよらない感想が聞こえてきました。恐る恐る確かめてみましたが特に問題は感じられません。これはいったいどういうことなのか。もしかすると“長続きする香り”が当然の今、「香料＝普通」「香り無し＝くさい」と感じるのではないだろうか。そう考えると、今回小学校へ無添加リサイクル手洗いせっけんを設置できたことの意義をよりいっそう感じました。

緑茂る6月、久々に公園に行くと辺り一面クローバーが広がっていました。誰もいないのに着けばなしたマスクを外すと、むせかえるような緑の匂いが充満していました。クローバーの香りを、こんなにも味わった事はない。今、子ども達には、このクローバーのように生命力に満ちた香りを味わって欲しいと心から思います。

地方自治体で進む「香害」の周知

——香りつき製品使用自粛の呼びかけ広まる

理事 水野玲子

本ニュースでも度々紹介していますが、身の回りの生活用品によるニオイに苦しむ人が増え、それは香害と呼ばれています。ところが困ったことに、同じ香りを嗅いでも「いやなニオイ」と苦痛を感じ、体調を崩す人がいる一方で、「いいにおい」と感じる人がいますので、なかなか被害者への理解が進まないのが現状です。

そうした状況が、香害の原因究明や対策を講ずることを難しくしています。その中で、国に先立ち数多くの地方自治体が、積極的に香害を周知するポスターを作成し、ホームページで化学物質に過敏な人への配慮を求め、香害の周知に乗り出しました。

被害者への配慮からはじまる香害対策

全国に被害者がどのくらいいるのか不明の状況では、被害を訴えることもできません。そこで「香害をなくす連絡会」（国民会議も含め7市民団体が参加）は2020年、Webや紙媒体による被害調査を実施しました。

このアンケート調査には、主に香害に関心のある人が回答（無作為抽出による調査ではない）しましたが、少なくとも全国に7000人以上の被害者がいること、香害の最大の原因は柔軟剤であり、その次が香りつき合成洗剤であることが明らかになりました。

しかし、香害の原因物質を特定す

ることは、きわめて難しいのが実情です。というのも、柔軟剤に含まれる香料だけを考えても、香料に使われる化学物質は3000種類以上あり、さらに柔軟剤には香料の他に、界面活性剤や添加物など多種類の化学物質が入っているからです。

私たちができる香害対策は、香りつき製品の使用自粛を進めることや、被害者への配慮を呼びかけることです。いま地方自治体では、被害者への配慮を求める動きが着々と進んでいます。

香りつき製品の使用自粛を自治体に呼びかけよう！

2019年以降、国内各地で香害に対する関心が高まり、地方自治体での陳情、意見書採択、学校での周知や香りつき製品の使用自粛の呼びかけなどの取り組みが進んでいます。

すでに全国で10以上の自治体の議会で香害に関する意見書が可決されています。たとえば東京の大田区では、議員提出議案として意見書が提出され、全会一致で採択されました。

また2021年6月時点で、香りや化学物質の害を知らせるポスターやチラシを作成した自治体は全国に63（2010年6月には51）、ホームページで香りつき製品の使用自粛などを呼びかけた自治体は132（2020年6月には94）に上りました。

あなたが住んでいる市町村で、この取り組みが行われているかをホー

ムページで確かめてみてください。もし、あなたの市町村で香害周知の動きがない場合は、ポスター作成を積極的に求めましょう。また、さらに一歩進んで、自治体の施設内における香りつき製品の使用中止も提案してみましょう。

香りつき製品の使用自粛は「香りのエチケット」

千葉市では、香りつき製品のニオイに悩んでいる人がいることを、多くの市民に周知するために2021年6月、ホームページで「柔軟仕上げ剤のにおいに配慮しましょう」と呼びかけ、香害についてのポスターを作成しました（図1）。

また、札幌市の保健福祉局は、市が作成したポスター（図2）を、市の施設だけでなく民間の店舗などでも積極的に活用することを推奨しています。札幌市は、柔軟剤や香水、制汗剤などに含まれる化学物質によって、アレルギー症状を起こす人もおり、ごくわずかな量でもせきや頭痛、吐き気を引き起こす「化学物質過敏症」の人もいるので、そうした人への配慮を求めています。

他にも多くの自治体が、柔軟剤などの「香り」に苦しんでいる人への配慮を呼びかけています。香りつき製品に含まれる化学物質の有害性を訴えるより、香りなど化学物質に敏感な弱者への配慮を呼びかける方が住民に受け入れやすいようです。

図1 | 千葉市のホームページに掲載された呼びかけとポスター

柔軟仕上げ剤のにおいに配慮しましょう

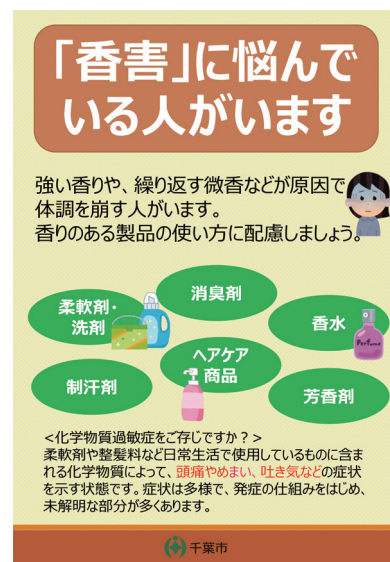
香りに苦しんでいる方がいることをご存知ですか？（いわゆる「香害」）

さまざまな香りの柔軟仕上げ剤が発売されています。最近は香りの強い商品の品ぞろえが広がり、香りを楽しむために使用している人も増えているようです。

しかし、香りの好みや感じ方は一人ひとり違い、個人差があります。自分の好きな香りは心地よさをもたらしますが、周りには、その香りが苦手な人や強い香りに感じる人、頭痛や吐き気、咳が止まらないといった体調不良を引き起こす人がいる可能性があります。

＊自分にとっては快適な香りでも、不快に感じる人や体調を崩す人がいるということを認識しておきましょう。

＊香り付きの洗剤や柔軟剤、香水、整髪料などを使用する際は、使用量が過度にならないようにするなど、周りの人に配慮して使用しましょう。



海外の香害対策 香りは好みの問題ではない

米国やカナダでは、多くの州の学校や公共施設、病院などの機関で、「フレグランスフリー」ポリシーを宣言して実践しています。また、米疾病対策センター（CDC）は早くも2009年、1万5000人の職員に香り付き製品や柔軟剤などで洗濯した衣類を身に着けて職場に来ることの自粛を要請し、施設内での香り付き製品の使用を禁止しています。

その理由として、香り付き製品のニオイにはさまざまな化学物質が含まれていることをはっきりと明記しています。さらに、それら有害物質を職場で吸い込むことは、多くの職員の健康に悪影響を与えるだけでなく、施設内での仕事の効率を低下させる恐れもあることが認識されているのです。

また、米国環境保護庁（EPA）は、洗濯洗剤など、健康のためにより安全な製品を選ぶための認証制度「Safer Choice（より安全な選択）」を作っています。その中には、柔軟剤など香り付き製品の害を避けるために特化したフレグランスフリー製品認証があり、「より安全な選択——フレグランスフリーラベル」が作られています。連邦政府が率先して、化学物質により敏感な人のために対策を進めているのです。

それに対して日本はどうでしょうか。行政ではまだ「香りは好みの問題である」としており、人に危害を与える可能性さえ想定していません。2021年、「香害をなくす連絡会」が行った省庁交渉において、文部科学省の担当者は、柔軟剤などの強い香りで不登校になっている子供の存在に対して、香りはあくまで

図2 | 札幌市作成のポスター



好き嫌いの問題であるとする見解を崩しませんでした。

香り付き製品のニオイは、揮発性有機化合物（VOCs）です。健康被害を訴える人が増えている今、国は香り付き製品の吸入毒性試験を早急に行うべきです。

- ▶ 7月14日 運営委員会
- ▶ 7月31日 年次総会
総会記念講演会「香害を考える——
環境安全基本法制定に向けて」
- ▶ 8月11日 運営委員会

事務局からのお知らせ

◎今年度会費お支払いのお願い

今号のニュースには、「会費納入のお願い」を同封しております。複数年度の未納分がある方には、未納分総額のお知らせもお伝えしています。当会活動は皆さまの会費と寄付によって維持されています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会費及び寄付のお支払いには、同封の振込用紙をお使いください。銀行など他金融機関からのお振込みの場合の振込用口座番号は「〇一九店 (019) 当座 0056642」です。

【129号 (2021年6月発行) 訂正】

3頁本文3段目に誤りがありました。

誤: 高田重秀氏

正: 高田秀重氏

ここに訂正してお詫び申し上げます。

今号のニュースレターの6～11頁は地球環境基金の助成を受けて作成されました。

NPO法人

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

JEPAニュース

Vol.130

2021年8月発行

発行所 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
事務局
〒136-0071
東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL 03-5875-5410
FAX 03-5875-5411
E-mail kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ホームページ <http://www.kokumin-kaigi.org>

デザイン 鈴木美里

組版 石山組版所

編集協力 鐵五郎企画

五輪のあと

広報委員長 佐和洋亮

35度近い真夏日が続き、新型コロナ感染者増大の中、7月23日、東京五輪が開催。本誌発刊の頃、どのような結果で終わっているのか、日本のメダルラッシュの陰で、感染した人々や医療の現場が惨たる結果になっていないことを祈るのみ。それにしても、国民の過半数が中止や延期の声を上げる中、危険の中へ突き進むのを阻止できない政治やマスコミ。どこかの強権国家とは違うのに、と思いながら、国民の声が届かぬはがゆさと無力感。

視点を広げてみる。養老孟司さんは言う。まず、自然と人との関係について。ヒトと自然との共存という発想は間違い。ヒトは自然の一部、自然そのもの。僅か0.2ミリメートルの受精卵が何十キログラムもの大人に成長したのは何故。自然の恵みを食べてきたから。生まれるのも、(通常は)死ぬのも、自然の為すままで、自分の意志では決められない。次に、感覚と意識の関係。人はいったんこの世に生を受けると、自然の一部だということを忘れてしまって、意識で世の中を動かしているという錯覚に。本来の五感が鈍麻して、その感覚が脇に追いやられる。例えば、発展の象徴ともいえる都会は、建物も街も全て意識的な造作物。自然人としての感性を失わせる……。

そういえば、五輪も、人の意識的な大イベント。新型コロナは自然の現象。自然に「打ち勝つ」ことはありえないのだ。改めて、人は、自然に対する畏敬の念に立ち返るべきだと思う。

1年以上のコロナ禍での生活。だんだん社会や人との関係が遠のいていった。しかし、逆に、自然の感性が戻ってきているのかも知れないと思ったりもする。

皆さま、残暑のみぎり、どうぞコロナにお気をつけてお過ごしください。



イラスト=ひとみちゃん